

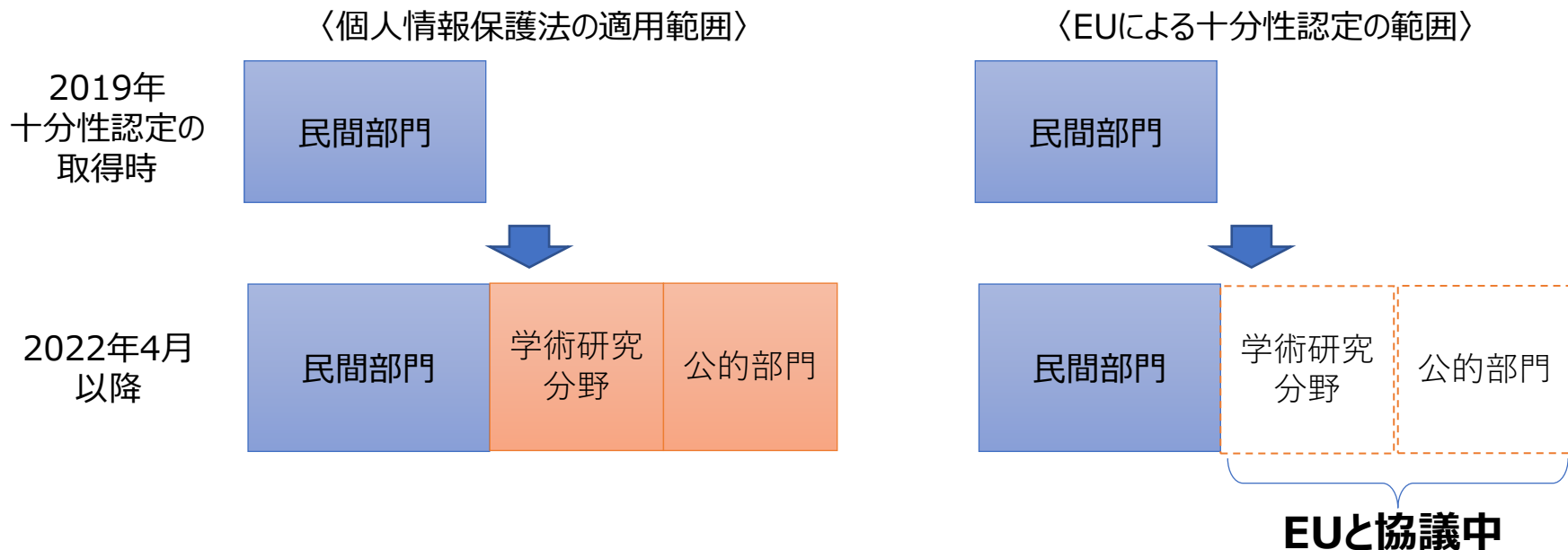
- 2024年6月20日、個人情報保護委員会藤原委員長と欧州委員会ヨロバー副委員長は、ベルギー・ブリュッセルにおいて、日EU相互認証の枠組みに関して会談を実施し、共同プレス声明を発出。
- EUによる日本への十分性認定の対象範囲拡大に係る協議の着実な進展を歓迎し、両者の間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意。
- その他、欧州データ保護会議（EDPB）議長や欧州データ保護監察機関（EDPS）総裁と面会し、早期の発効に向けた協力を要請。

〈共同プレス声明のポイント〉

- データ保護及びデータ流通の分野における日本とEUの緊密なパートナーシップを再確認。日EU相互認証は、2019年1月に発効し、個人データが安全かつ自由に流通する世界最大の地域を創出し、この協力を継続的に強化するための唯一無二の基盤を提供。
- 2023年4月に日EU相互認証の第1回レビューが成功裏に完了したことを踏まえ、EUによる日本への十分性認定の対象範囲の拡大に関する現在進行中の協議が着実に進展していることを歓迎し、両者の間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意。
- 十分性認定の対象範囲の拡大は、学術研究分野・公的部門などの新たな分野にまで保護を拡大した、日本のデータ保護の枠組みに係る2021年の改正を踏まえたものであり、規制協力や円滑な研究を促進するもの。また、日EU経済連携協定がもたらす利益を更に補完・増幅させ、個人データの交換に大きく依存する他の分野における協力を強化する道を開き得るもの。
- 両者はまた、OECDの枠組みにおける個人データ保護及びプライバシーの分野での「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」というコンセプトの具体化を含め、データ流通を促進するための前提条件として、高いデータ保護基準を推進するために国際レベルで協力を続ける意向を確認。

十分性認定の対象範囲の学術研究分野・公的部門への拡大

- 現在、EUからの十分性認定の対象は民間部門のみであり、学術研究分野・公的部門については、その対象外。
- 令和3年の個人情報保護法改正により、適用範囲が学術研究分野・公的部門へと拡大したところ、EUに対して学術研究分野・公的部門も十分性認定の対象に追加するよう働きかけを行ってきた（大学、行政機関等から拡大を望む声あり）。
- 令和5年4月4日、レンデルス欧州委員との面会において、学術研究分野・公的部門へ拡大する可能性を検討することに合意し、共同プレス声明で言及。
- 令和6年6月20日、ヨウロバー副委員長との面会において、EUによる日本への十分性認定の対象範囲の拡大に係る協議の着実な進展を歓迎し、両者間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意し、共同プレス声明で言及。



(参考) 日EU間の個人データ移転に係る取組の経緯等

年月	取組
2016年7月	個人情報保護委員会、日EU間で相互にデータ移転の枠組みを構築する取組方針を決定
2017年7月	日EU間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組み構築の具体的方策等について確認
2018年9月	欧州委員会による十分性認定の手続き開始
2018年12月	欧州データ保護会議（EDPB）による意見書採択
2019年1月	相互の個人データ移転の枠組みの発効（個人情報保護委員会によるEUの外国指定、欧州委員会による日本の十分性認定）
2021年1月	共同レビューの開始
2021年10月	日EU相互認証に係る共同レビュー会合開催
2023年3月	個人情報保護委員会、見直しに関する報告書を採択し、個人情報保護法第28条に基づくEUへの外国指定を継続する旨を決定
2023年4月	欧州委員会、レビュー報告書を採択し、GDPR(一般データ保護規則)第45条に基づく日本への十分性認定を継続する旨を決定（共同レビューの完了） 個人情報委員会丹野委員長と欧州委員会レンデルス委員との会談、共同プレス声明の発出及び共同記者会見の実施（EUによる日本への十分性認定の範囲につき、学術研究分野及び公的部門へ拡大する可能性を検討することに合意）
2024年6月20日	個人情報保護委員会藤原委員長と欧州委員会ヨロバー副委員長は、ベルギー・ブリュッセルにおいて会談を実施し、共同プレス声明を発出（EUによる日本への十分性認定の対象範囲拡大に係る協議の着実な進展を歓迎し、両者の間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意）